

議案第64号

さいたま市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

さいたま市青少年問題協議会条例（平成13年さいたま市条例第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（組織及び会議）</p> <p>第3条</p> <p>協議会は、<u>会長及び委員30人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>2 会長は、市長をもって充てる。</u></p> <p><u>3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 学識経験を有する者</u></p> <p><u>(2) 関係団体の代表者</u></p> <p><u>(3) 関係行政機関の職員</u></p> <p><u>4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p><u>7 [略]</u></p>	<p style="text-align: center;">（組織及び会議）</p> <p>第3条 <u>協議会の組織及び会議については、この条例に定めるもののほか、法第3条に規定するところによる。</u></p> <p><u>2 協議会は、委員30人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>3 法第3条第3項の規定により学識経験がある者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。</u></p> <p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 [略]</u></p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。